

緑園学園地域防災拠点運営委員会 会則

H25/5/22 制定

R4/6/6 改訂

(目的)

第1条 緑園学園地域防災拠点運営委員会(以下、本会という)は、災害対策基本法及び横浜市泉区防災計画の規定により、災害発生時に被害の防止及び減災を図るため、地域住民の相互協力により防災・減災活動を行うことを目的とする。

(事業)

第2条 本会は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員相互及び地域との交流と情報交換
- (2) 災害に備え、拠点運営及び防災・減災に関する研修・訓練
- (3) 災害時における拠点の運営に関すること
 - ① 避難所運営
 - ② 地域等関連機関との連携
 - ③ 情報拠点としての運営
 - ④ 救助・救護活動
 - ⑤ 救助・生活資機材の管理
 - ⑥ 食料・水・物資の備蓄・配給の管理・運営
- (4) その他、目的達成のため必要な事業を行う。

(会員)

第3条 本会は、地域の各自治会・町内会で選任された者、当拠点担当の行政職員、学園代表者で運営委員会を構成する。

第4条 本会に次の役員を置く。

委員長	1名
副委員長	3名
会計	1名
監事	1名
(事務局)	
総務	1名
書記	1名

(役員を選任と任務)

- 第5条 (1) 役員は、本会において互選により選任する。
- (2) 委員長は、本会を代表し、会務を統括するとともに、災害発生時には拠点を代表して応急の指揮を執る。委員長は緑園東地区(緑園7⇒4東⇒5⇒6の順)、名瀬地区(たかの台⇒エステアベニュー⇒名瀬第4)、緑園西地区(緑園1⇒2⇒3⇒4西)の順に選出することとする。
- (3) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が不在の時はその職務を代行する。
- (4) 会計は、本会の経理を担当する。
- (5) 監事は、本会の事業及び経理について監査を行う。
- (6) 総務は、年間計画に基づき会議の案内及び会場の準備を行う。
- (7) 書記は、委員長から記録の指示があった時に会議の議事録を作成し総務に提出する。
- (8) 役員任期は2年とし、再任を妨げない。任期途中の退任により補充された役員任期は、残余の期間とする。役員任期終了後であっても、後任が選任されるまでは、継続して役員任務を担うものとする。

(会議)

- 第6条 (1) 本会は年間計画に基づき開催する又は委員長が必要と認めるとき招集する。
- (2) 委員長又は委員長が指名する委員が議長となり、議事を進行する。

(3)会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(防災計画)

第7条 本会は、災害による被害の防止及び減災を図るため、防災計画を作成する。

- (1) 防災組織の編成及び任務分担に関すること。
- (2) 防災知識の普及に関すること。
- (3) 防災訓練の実施に関すること。
- (4) 災害発生時における情報収集・伝達、初期消火、救出・救護、避難誘導、機材・物資管理、食料配給・炊き出しに関すること。
- (5) その他必要とする事項。

(会計・監査)

第8条 本会の運営に関する費用は、助成費、その他の収入をもって充てる。

第9条 本会の会計年度は毎年4月1日より翌年3月末までとする。

第10条 会計は、年度終了後速やかに決算報告書を作成し、監事による監査を受けて本会に報告する。

(顧問)

第11条 本会に顧問を置くことができる。

顧問は、運営委員会の同意を得て会長が委嘱し、任期については役員の任期に準ずる。

(雑則)

この会則に定められない事項で、本会の運営に必要な事項は委員長が本会に諮り定める。

(付則)

この会則は平成25年5月22日に制定し実施する。

(付則)

令和4年4月1日、緑園西小学校、緑園東小学校、岡津中学、名瀬中学の生徒から成る横浜市立義務教育学校緑園学園が開校し、それに伴い緑園東小学校地域防災拠点と緑園西小学校地域防災拠点と統合され緑園学園地域防災拠点が発足し、会則の名称の変更、副委員長を3名に増員、第5条2項の委員長の選出順に関する規定を変更し、各地区からの選出順、並びに各地区内での自治会からの選出順を定めた。また、現状に合わせて、一部修正した。